

令和6年11月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和7年1月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > [裁決の閲覧について](#)

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、令和5年1月から令和6年11月までに言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、平成30年1月から令和6年3月までに言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、神戸地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [遊漁船A\(3.6トン\) 乗揚事件](#)

和歌山県和歌山下津港において、係留地に向けて帰航中のA船が、和歌山北港護岸の消波ブロックに乗り揚げて、釣り客2人が負傷した

② [漁船A\(12.27トン\) 遊漁船B\(登録長6.33m\) 衝突事件](#)

日出前の薄明時、和歌山県田辺港西方沖合において、航行中のA船が、錨泊中のB船に衝突し、B船の船長が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① 遊漁船A(3.6トン) 乗揚事件

(和歌山県和歌山下津港において、係留地に向けて帰航中のA船が、和歌山北港護岸(以下「北港護岸」)の消波ブロックに乗り揚げて、釣り客2人が負傷した)

【海難概要】 和歌山下津港において、A船(3.6トン、1人乗組、釣り客4人)が、係留地に向けて帰航中、北港護岸の消波ブロックに乗り揚げて、釣り客2人が負傷した

【発生日時】 令和5年8月6日15時41分

【発生場所】 和歌山県和歌山下津港

【死傷者】 負傷2人(釣り客:頭部挫創、頸椎捻挫等)

【損傷等】 船首部船底外板に破口

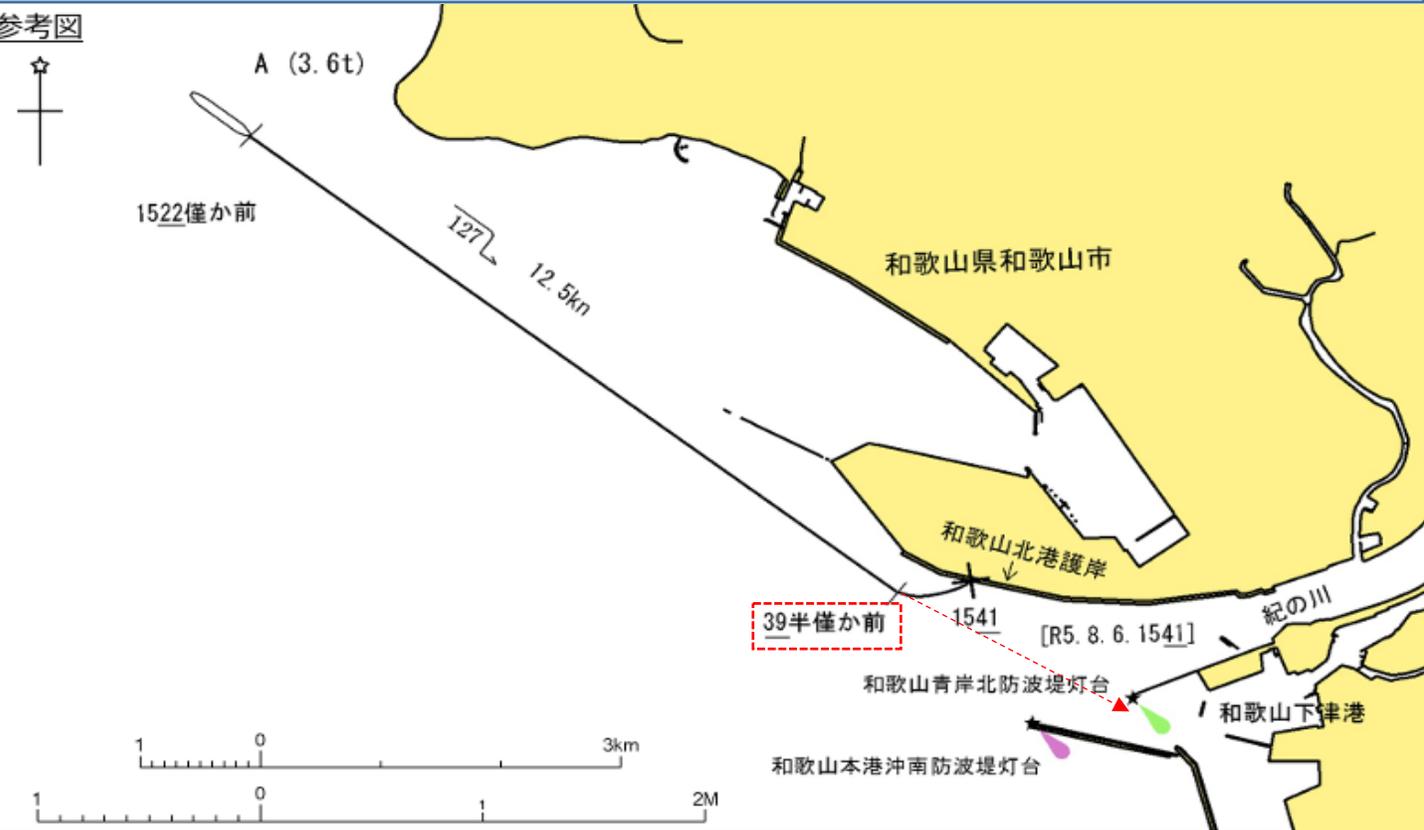
《原因等》 和歌山下津港において、係留地に向けて帰航する際、A船:船位の確認が不十分で、北港護岸に向首進行した

[船長Aは、目視により和歌山青岸北防波堤灯台との相対位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべきであった]

《背景》

- ・船長Aは、15時39分半僅か前、和歌山青岸北防波堤灯台の南方沖合100メートルないし150メートルの地点に向かうこととし、左舵約7度として左回頭を開始したとき、電話を着信し、右手で舵輪を持ち、左手で左大腿部に置いたスマートフォンを操作した
- ・船長Aは、無意識のうちに左舵を大きく取ったことから、予定よりも大きく左回頭しながら北港護岸に向かって接近する状況となった
- ・船長Aは、スマートフォンを操作することに気をとられ、北港護岸に向かって接近する状況に気付かなかった
- ・船長Aは、15時41分僅か前、船首至近に北港護岸を認め、急いで右舵をとったのち、全速力後進としたものの、及ばず、北港護岸の消波ブロックに乗り揚げた

参考図



【受審人】 (A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 《懲戒》 業務停止1か月

* 本判決は、R6.11.21に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(12.27ト)遊漁船B(登録長6.33m) 衝突事件

(日出前の薄明時、和歌山県田辺港西方沖合において、航行中のA船が、錨泊中のB船に衝突し、B船の船長が負傷した)

【海難概要】 日出前の薄明時、田辺港西方沖合において、A船(12.27ト、1人乗組)が航行中、B船(登録長6.33m、1人乗組、釣り客4人)が釣り場で錨泊中、A船の船首がB船の右舷船尾部に衝突し、B船の船長が負傷した

【発生日時】 令和5年11月27日06時30分
【発生場所】 和歌山県田辺港西方沖合
【死傷者】 負傷1人(B船船長:頸部挫傷及び左肩関節打撲傷)
【損傷等】 A船: 船首部外板に擦過傷
B船: 右舷船尾部外板に亀裂を伴う損傷等(のち廃船処理)

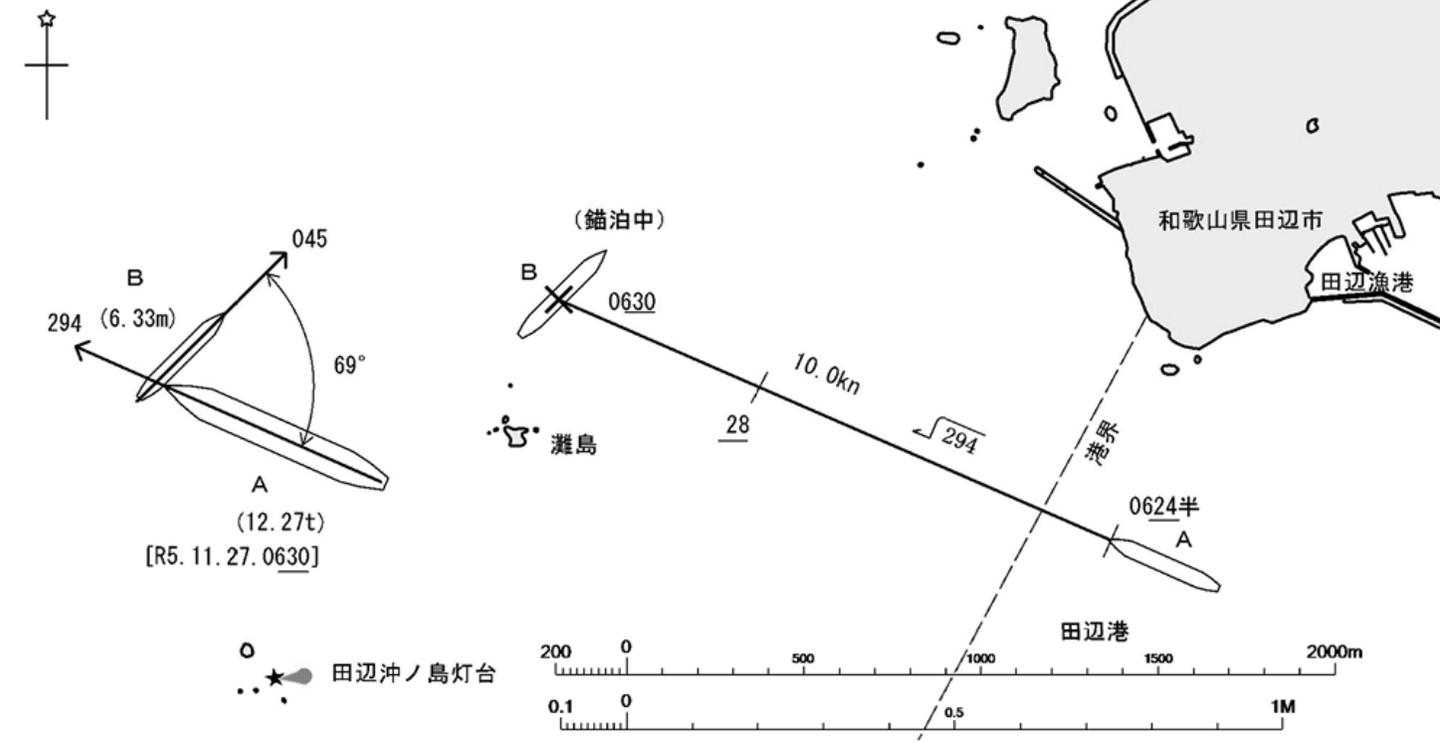
《航法の適用》海上衝突予防法(予防法)第38・39条(船員の常務)が適用される

- ・衝突地点付近の海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である予防法が適用される
- ・予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、**予防法第38・39条(船員の常務)が適用される**

《原因等》 日出前の薄明時、A船が航行中、B船が錨泊中、
 A船: **見張り不十分**で、錨泊中のB船を避けなかった(主因)
 [船長Aは、見張りを十分に行うべきであった]
 B船: **注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった**(一因)
 [船長Bは、衝突を避けるための措置をとるべきであった]

《背景》
 ・船長Aは、右舷方から出航してくる遊漁船の動向を見ることに気をとられた
 ・船長Bは、平素、航行中の船舶が錨泊中の自船を避けていたので、今回も避けてくれると思った

参考図



【受審人】
 (A船) 船長: 小型船舶操縦士
 (B船) 船長: 小型船舶操縦士
 《懲戒》
 → 業務停止1か月
 → 戒告

* 本裁決は、R6.11.7に言い渡されました。詳細は海難審判所のHPでご確認下さい